

日本医学放射線学会 倫理委員会規程

(設置)

第1条 日本医学放射線学会に倫理委員会（以下「委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 日本医学放射線学会定款第4条に定める目的遂行に必要な事項について審議し日本医学放射線学会の活動や運営、会員の行う研究や活動に倫理上の指針を与えることを目的とする。

(業務)

第3条 委員会の行う業務は次の通りとする。

- (1) 理事会から諮問された事項の審議と答申
- (2) 委員会提案・審議事項の理事会への上申

(構成)

第4条 次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 理事会にて選任された担当理事1名
- (2) 各地方会より1名ずつ選出された委員
- (3) 委員長が必要と認めた場合は若干名の委員を指名することができる。

(委員候補者)

第5条 委員会は、前条の構成に適合する委員候補者（担当理事を除く）を理事会に推薦する。

附則

この規程は、平成12年8月20日から施行する。

この規程は、平成15年10月8日から施行する。

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月1日から施行する。